

配置予定技術者確認要領

第1 目的

この要領は、県発注工事の契約締結に際して、落札者が配置を予定している主任技術者または監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の現場への専任配置の可否等を確認し、工事の施工段階における適正な施工体制による公共工事の品質を確保と工事目的物の整備が的確に行われるようにすることを目的とする。

第2 対象工事

福井県が発注する請負金額（消費税を含む。以下同じ。）が400万円を超える工事を対象とする（随意契約または災害等の緊急を要する場合を除く）。

第3 確認の事前通知等

工事入札心得（参考1）により、契約締結前に配置予定技術者の配置を確認する旨を周知するほか、指名競争入札の場合は指名通知においてその旨を明記し、入札参加者に事前に通知する（参考2）。

第4 入札時の対応

入札執行者は、一般競争入札（制限付き一般競争入札を含む。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加資格確認資料により配置予定技術者の手持ち工事等を確認した上で、入札参加資格の有無の判定を行い、指名競争入札の場合にあつては、落札者が決定したときは、落札者決定を宣言し、さらに、配置予定技術者の手持ち工事等を確認した上で、配置可能であることが確認できれば、契約締結し、配置できない場合は契約しないことを併せて宣告する。

第5 技術者の適正配置の可否確認手順

配置予定技術者の適正配置の可否確認については、その専任性等を、（1）の留意点に基づき、（2）以下の手順により確認する。

（1）確認に当たっての留意点

- ① 配置予定技術者と所属建設業者の間には「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要とされる。「直接的な雇用関係」とは、両者の間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。また、「恒常的な雇用関係」とは、一定期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることおよび両者がそれぞれの技術力を熟知し、建設業者が責任を

持って技術者を施工現場に配置し、建設業者が組織として有する技術力を技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることをいう。

② 経營業務管理責任者、営業所専任技術者および現場代理人には、それぞれ常勤性、専任性、常駐性が求められることから、配置予定技術者との兼任状況も併せて確認することとする。(参考3)

(2) 一般競争入札の場合にあっては、入札参加資格確認資料の内容を確認し、指名競争入札の場合にあっては、落札者に落札決定の宣言を受けた日の翌日までに配置予定技術者届出書(様式1)を提出させ、届出書の内容を確認する(記載漏れ等の確認と疑義のある点について落札者に直接確認)。

また、下請契約の請負代金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、監理技術者を配置しなければならないため、このような金額となる下請契約を締結する可能性がある場合は、当初から監理技術者を配置するよう落札者を指導する。

(3) 届出のあった配置予定技術者の適正配置の可否を確認する。(参考4)

① 専任を必要としない工事の場合

ア 配置予定技術者が営業所の専任技術者または経營業務管理責任者になっていないかを確認する。

イ コリンズで次の点を確認

・手持ち工事の有無…手持ち工事が無い状態であること。手持ち工事がある場合には、監理技術者等の専任義務および現場代理人の常駐義務に関し支障がないこと。

ウ 添付資料で次の点を確認

・雇用関係…直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。特に所属建設業者から入札の申し込みのあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出があった日)以前に3か月以上の雇用関係があること。(社員証、監理技術者資格者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、社会保険関係書類等で確認)

・配置予定技術者の資格…配置予定技術者として必要な資格を持っていること。(資格の合格証等により確認)

エ 配置予定技術者が営業所の専任技術者である場合、当該営業所に

において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、配置予定技術者と営業所の専任技術者の兼任を認めて差し支えない。

オ 配置予定技術者が経營業務管理責任者である場合、経營業務管理責任者としての常勤性が確保されるものについては、配置予定技術者と経營業務管理責任者の兼任を認めて差し支えない。

② 専任を必要とする工事の場合

ア 第5（3）①アと同様

イ コリンズで次の点を確認

・手持ち工事の有無…第5（3）①イと同様

ウ 添付資料で次の点について確認

・雇用関係…第5（3）①ウと同様

・配置予定技術者の資格…第5（3）①ウと同様

・監理技術者講習の受講状況…過去5年以内に監理技術者講習を受講しているか（監理技術者として配置する場合に、監理技術者資格者証（裏面で講習受講の有無を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）により確認する。）。

第6 確認後の手続き

（1）配置予定技術者を適正に配置できると確認された場合

① 一般競争入札の場合にあっては、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領または特定調達契約に係る一般競争入札実施要領で定める手続きによる。

指名競争入札の場合にあっては、「落札者は落札決定通知（落札者の宣言）の日から7日以内に契約をしなければならない（福井県財務規則第170条）」とされていることから、確認後、すみやかに落札者に確認結果および契約する旨の通知を行い、契約を締結する。

② ①の指名競争入札の場合における通知の方法については配置技術者確認および契約締結通知（様式3）の郵送、電話連絡、FAXおよび対面における口頭での通知のいずれかの方法とする。ただし、後日のトラブルを回避するため、電話、FAXおよび口頭で通知する場合には、通知日時、相手方の氏名、通知内容、契約期限日等を別途記録する。

(2) 配置予定技術者を工事の重複等により配置できない場合

① 一般競争入札の場合にあつては、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領または特定調達契約に係る一般競争入札実施要領で定める手続きによる。

指名競争入札の場合にあつては、配置予定技術者を適正に配置できない原因が解消されない場合には、配置予定技術者の変更を指導する。

② ①の指導を行ったにもかかわらず、配置予定技術者が配置できない場合等には速やかに落札者に対し契約非締結通知（様式4）を発送する。

第7 配置技術者の変更

(1) 専任を必要とする工事に配置した主任技術者または監理技術者（以下「配置技術者」という。）については、当該技術者が死亡、傷病または退職等、特別な理由がある場合のほか、次の①に掲げる場合等で、併せて②、③に掲げる点を満たすときには変更を認めることとする。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延期された場合、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する場合またはダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

② 工程上一定の区切りと認められる時点であることおよび交代前後における配置技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する等の措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められること。

③ 「公募型指名競争入札」、「制限付き一般競争入札」等による工事で、工事实績等による資格要件を充たすとして配置された配置技術者の変更であるときは、同等の資格要件を充足すると認められること。

(2) 配置技術者の変更を行う場合には、原則として変更を行う日の3日前に配置技術者変更届出書（様式2）を提出させる。

- (3) 配置技術者変更届出書(様式2)が提出された場合には、第5(2)(3)の確認を行う。
- (4) (3)の確認の結果、配置技術者の変更を認める場合には、その旨を請負業者に通知する(様式5)。
- (5) (3)の確認の結果、配置技術者の変更が認められない場合には、その旨、請負業者に通知する(様式6)。なお、配置技術者の変更が認められないことにより、適正に技術者が配置できなくなった場合には、催告を行った上で福井県工事請負契約約款第46条第1項第3号に基づき契約解除を行うこととする。
- (6) 専任を必要としない工事に配置された主任技術者の変更については、主任技術者の交代前後における技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる範囲において、柔軟に対応することとする。

第8 その他

- (1) この要領に定めのないことについては、土木管理課と協議の上、決定することとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 専任配置技術者重複確認運用マニュアル(平成12年3月21日付け農政第448号、監第308号)は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月8日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。